

第1章 公的年金の概要

第1節 公的年金とは

- 1-1-1 わが国の公的年金は、老齢を始め、障害や死亡の場合（死亡の場合は遺族）の所得保障を図るものである。現在、公的年金の財政は、現役世代の支払った保険料をその時々の高齢者等の年金給付に充てるという世代間扶養を基本としつつ、一定の積立金を保有し活用することにより将来世代の負担を緩和するという考え方に基づいて行われている。
- 1-1-2 わが国の公的年金は、古くは恩給及び官業共済制度を元とし、いくつかの制度が順次創設され、その後統合されてきた。現在は、国民年金と厚生年金保険（以下、「厚生年金」という）、さらに国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済制度の3つの共済年金（以下、それぞれ「国共済」、「地共済」、「私学共済」という）からなる。社会保障制度審議会¹に年金数理部会が設置された昭和55(1980)年当時には、これら5つの制度の他、船員保険、公共企業体職員等共済組合（国鉄共済、専売共済、日本電信電話共済：以下、「旧三共済」という）、農林漁業団体職員共済組合（以下、「旧農林年金」という）があったが、いずれも厚生年金と統合（船員保険については職務外の年金給付部分を統合）され、現在に至っている²。
- 1-1-3 なお、「国民年金」という用語は、全国民共通の「基礎年金」として用いられる場合と、決算における「国民年金勘定」に対応する国民年金第1号被保険者に係る部分に限定して用いられる場合があることに留意が必要である。

¹ 平成13(2001)年の省庁再編に伴い廃止されたが、その機能の一部は同年設置された社会保障審議会に引き継がれている。

² 本報告書では、主として、平成7(1995)年度以降の動向について見ており、その後に統合があった旧三共済と旧農林年金については、おおむね厚生年金に含めている。なお、国民年金を除く各年金を被用者年金と総称する。

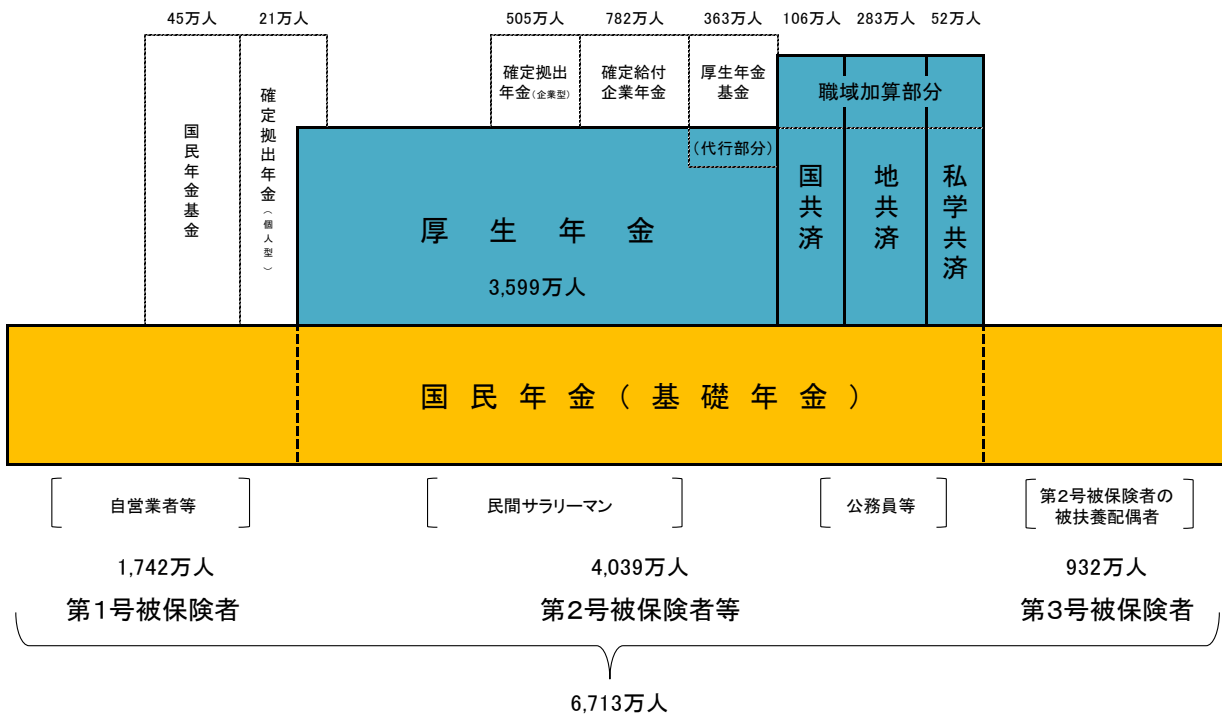
第2節 公的年金財政の枠組み

1 公的年金の体系

1-2-1 公的年金の体系を図示したものが図表 1-2-1 である。国民年金（基礎年金）は、全国民共通の制度である。被用者年金各制度の被保険者³は国民年金の第2号被保険者（65歳以上の者にあつては、老齢・退職年金の受給権を有さない者に限る。）となり、その被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る。）は第3号被保険者となる。第2号、第3号被保険者のいずれにも該当しない者、例えば自営業者とその配偶者、家族従業者、無職の者等で20歳以上60歳未満の者は第1号被保険者となる。原則として65歳到達以後、老齢基礎年金を受給する。また、被用者年金制度の被保険者期間を有する者は、当該被用者年金の支給開始年齢到達以後、基礎年金とは別に当該被用者年金も併せて受給する。

図表 1-2-1 公的年金の体系

（平成26年度末）



³ 法律上、厚生年金は被保険者、国共済及び地共済は組合員、私学共済は加入者であるが、本報告書では「被保険者」という。

2 基礎年金財政の仕組み

1-2-2 基礎年金の財政は、全国民共通の1階部分である基礎年金の給付を、その時々
の現役世代全体で支えるという考え方がとられている。

1-2-3 基礎年金制度は、昭和61年度に導入されたが、その際、制度導入前の旧法によ
る給付のうち基礎年金に相当する給付（以下、「基礎年金相当給付」という）につい
ては、費用負担上、基礎年金と同様の取扱いをすることとされた。

1-2-4 このため、年金財政の観点からみると基礎年金の給付は、次の2つをあわせたも
のとなっている。

- ・基礎年金給付（新法）：昭和61年度の基礎年金制度導入以降に新法の基礎年金と
して裁定された年金の給付
- ・基礎年金相当給付（旧法）：国民年金、厚生年金及び共済年金の昭和61年度の基
礎年金制度導入前の旧法に基づき裁定された年金給付のうち昭和36年4月以降の
加入期間に基づき支給される基礎年金に相当する部分の給付

基礎年金相当給付は、旧法の厚生年金として裁定された給付を例にとれば、受給者
には厚生年金の名称で上乗せ部分（2階部分）と一体のものとして支給されており、
会計上も、厚生年金勘定からの支出となる。

本報告書では、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計を「基礎年金等給付費」
とする。

1-2-5 一方、費用負担は、基礎年金等給付費から特別国庫負担⁴を除いたもの（保険料・
拠出金算定対象額）を、各制度が人数（基礎年金拠出金算定対象者数）割りで分担す
る仕組みとなっている。そのため、基礎年金相当給付に要する費用の全額を基礎年金
勘定から、上乗せ部分とあわせて実際の支給を行っている国民年金（国民年金勘定）、
厚生年金、共済年金へ交付することとされており、これが基礎年金交付金である。

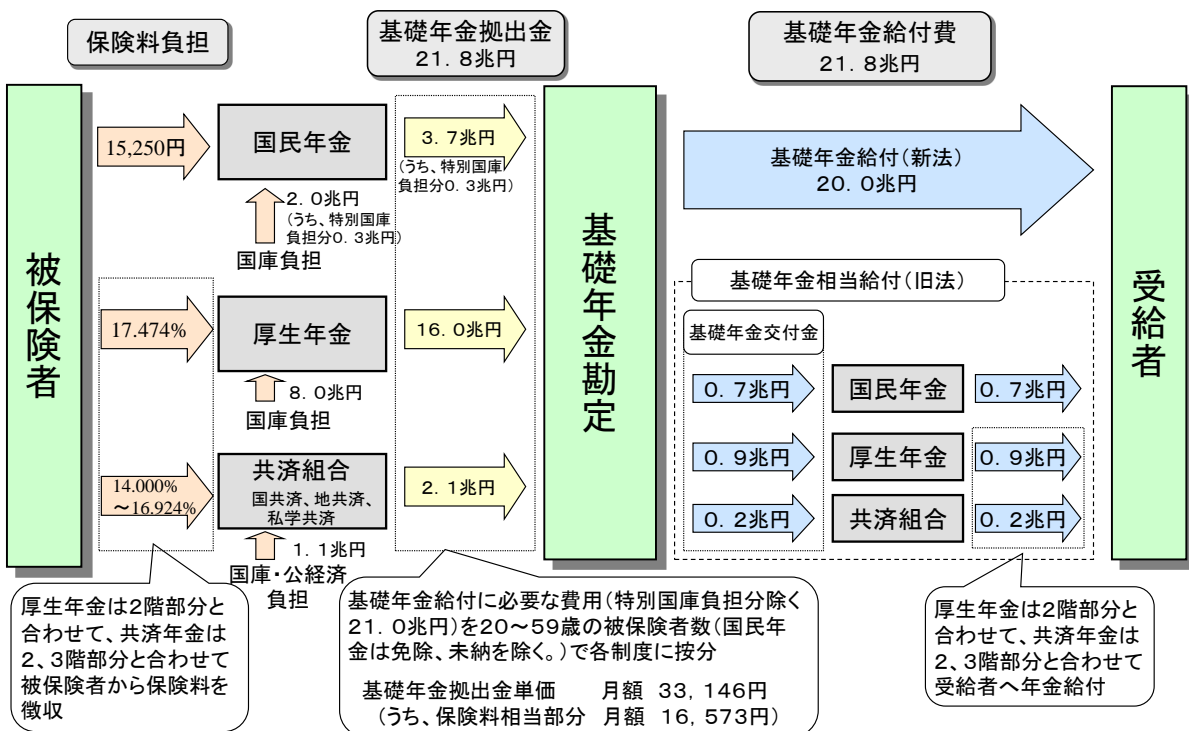
1-2-6 このように基礎年金交付金は、基礎年金相当給付に対応したものであり、基礎年
金相当給付は旧法給付のものであることから、基礎年金制度が成熟するまでの経過
的なもので、いずれ消滅することとなる。

⁴ 特別国庫負担は、保険料免除者に対する給付や20歳前障害者に対する給付等に対し、特別に国庫から負
担されるものである。

1-2-7 ここで、基礎年金拠出金算定対象者数とは、被用者年金の場合は当該被用者年金の第2号被保険者（20歳以上60歳未満の者に限る。）と第3号被保険者の人数の合計、国民年金の場合は第1号被保険者数について保険料納付済月数を12で割ることで人数換算したものである。ただし、半額免除の場合は1/2月、平成18(2006)年7月に導入された多段階免除制度における4分の1免除、4分の3免除の場合はそれぞれ3/4月、1/4月として計上される。例えば、半額免除の者が1年間保険料を納付した場合には1/2人とカウントされる。

1-2-8 基礎年金の収支の構造を図示したものが図表1-2-2である。各制度から基礎年金勘定へ基礎年金拠出金が拠出される一方で、基礎年金給付（新法）については基礎年金勘定から受給者へ給付され、基礎年金相当給付（旧法）については基礎年金交付金を通じて各制度から受給者に給付されている。

図表 1-2-2 基礎年金の収支の構造（平成26年度）



注 特別国庫負担とは、保険料免除者に対する給付や20歳前障害者に対する給付等に対し、特別に国庫から負担されるものである。

3 被用者年金財政の仕組み

(1) 厚生年金財政の仕組み

1-2-9 厚生年金の収支の構造を図示したものが**図表 1-2-3**である。

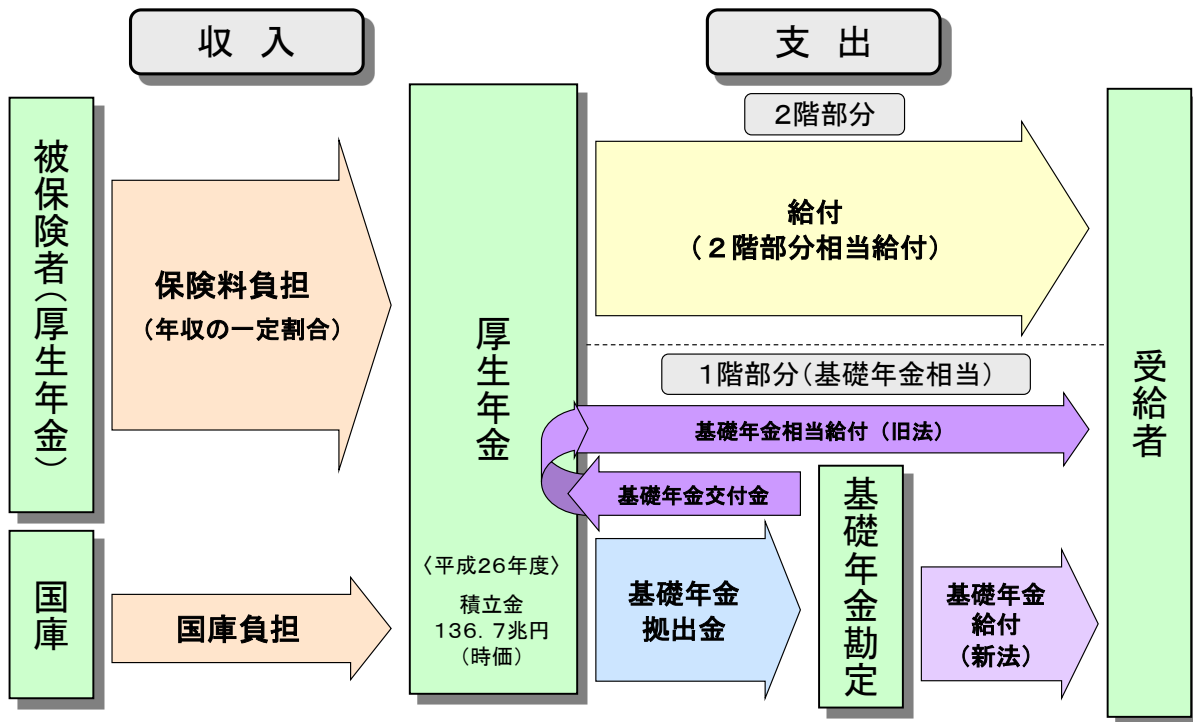
1-2-10 厚生年金から受給者への給付には、2階部分相当給付⁵と基礎年金相当給付がある。昭和61年度の基礎年金制度導入前の旧法による給付がなくなり、対応する基礎年金交付金が消滅したときには、2階部分のみの給付となるが、現在は基礎年金相当給付である1階部分の定額給付が含まれる。

1-2-11 また、基礎年金については、基礎年金給付と基礎年金相当給付をあわせて、その費用を基礎年金拠出金により各年金制度が負担する仕組みとなっている。このため、支出において、基礎年金相当給付に要する費用が、基礎年金拠出金にも重複して含まれていることに留意が必要である。

1-2-12 なお、**図表 1-2-3**で図示したほか、厚生年金基金の代行部分がある。厚生年金基金は、厚生年金の報酬比例部分の一部を代行しており、厚生年金基金の加入者に係る厚生年金の保険料は、代行部分に相当する保険料については国へ納めることが免除され、その代わりに厚生年金基金へ納めることとなる。また、厚生年金基金に加入していた受給者は、代行部分の年金給付については、国の代わりに厚生年金基金から給付が行われる。厚生年金基金により代行された給付については、厚生年金基金が存続している間、国は支給義務を免除される。厚生年金基金が解散や代行返上を行った場合には、最終的に、国は厚生年金基金から代行部分のために積み立てられた積立金（最低責任準備金）の移換を受け、代行部分の支給義務を引き継ぐこととなる。

⁵ 2階部分相当給付には、報酬比例部分のほか、経過的加算、加給年金等がある。

図表 1-2-3 厚生年金の収支の構造



注 年金給付費は保険料収入、国庫負担、積立金からの運用収入等により賄われる。

(2) 共済年金財政の仕組み

1-2-13 共済年金の収支の構造も、厚生年金と同様であるが、共済年金には厚生年金にはない職域部分（3階部分）がある。この職域部分については、平成 27(2015)年 10月の被用者年金一元化により公的年金としては廃止された。なお、国共済と地共済は、平成 16(2004)年度に財政単位が一元化されており、両制度の間で財政調整が実施されている。

4 国民年金財政の仕組み

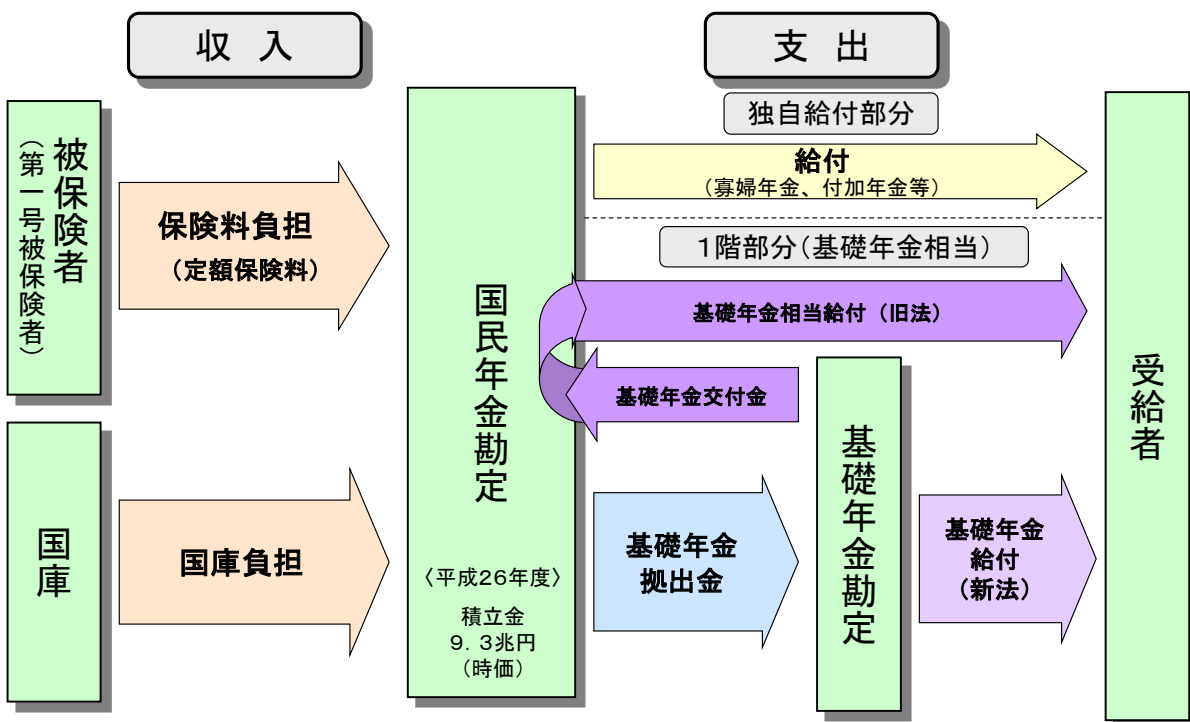
1-2-14 国民年金（ここでは、国民年金第1号被保険者に係る部分）の収支の構造を图示したものが図表1-2-4である。

1-2-15 国民年金の第1号被保険者については、厚生年金の2階部分相当給付はないが、寡婦年金、付加年金といった国民年金独自の給付がある。基礎年金制度と拠出金や交付金のやり取りを行う財政の仕組みは、厚生年金と同じである。

1-2-16 国民年金勘定から受給者への給付には、国民年金の独自給付部分である寡婦年金、付加年金等の給付と基礎年金相当給付がある。昭和61年度の基礎年金制度導入前の旧法による給付がなくなり、対応する基礎年金交付金が消滅したときには、国民年金の独自給付部分のみの給付となるが、現在は基礎年金相当給付である定額給付が含まれる。

1-2-17 また、基礎年金の給付については、基礎年金給付と基礎年金相当給付をあわせて、その費用を基礎年金拠出金により各年金制度が負担する仕組みとなっており、支出において、基礎年金相当給付に要する費用が、基礎年金拠出金にも重複して含まれることに留意が必要であることは厚生年金と同様である。

図表1-2-4 国民年金（国民年金勘定）の収支の構造



注 年金給付費は保険料収入、国庫負担、積立金からの運用収入等により賄われる。

5 国民年金と被用者年金の関係

1-2-18 このように、国民年金（ここでは、国民年金第1号被保険者に係る部分）と被用者年金は、基礎年金制度（基礎年金拠出金の仕組み）を通じて、給付面でも財政面でも深く関係している。例えば、基礎年金の将来的な給付水準は、第1号被保険者の制度である国民年金の財政均衡が、マクロ経済スライド（本節6(2)参照）により、いつ確保されるのかということに応じて定まる。したがって、被用者の受け取る基礎年金を含めた年金の給付水準は、国民年金の財政均衡⁶が確保されるまで確定しない。基礎年金拠出金の負担についても同様であり、被用者年金の財政均衡は、国民年金の財政均衡の見通しが基礎となっていることに留意する必要がある。

6 年金改定の仕組み

(1) 本来の年金改定の仕組み

1-2-19 厚生年金の報酬比例部分については、65歳で年金を受け取り始めるときの新規裁定年金の水準は現役の被保険者の1人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じて改定⁷され、受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は物価水準に応じて改定されることを基本としている。

1-2-20 基礎年金については、賃金や消費支出の伸び等を勘案した政策改定が行われてきたが、平成16年改正以降、新規裁定年金は厚生年金と同じ改定率、すなわち1人当たり可処分所得の伸び率で改定され、既裁定年金は平成16年改正前と同様、物価に応じて改定されることを基本としている。

1-2-21 賦課方式を基本とする公的年金は、主な財源である保険料と、年金給付が、いずれも賃金に連動して動くこと⁸により、急激なインフレ等の激しい経済変動に対しても一定の安定性を持っており、その時々賃金水準に応じた年金給付が可能となっている。

1-2-22 通常の経済状況では、物価及び賃金はともに上昇し、賃金上昇率は物価上昇率を上回るものと想定し、新規裁定年金は賃金（可処分所得）による改定、既裁定年金は物価による改定が基本とされているが、現実の経済は必ずしもこのような状況ばかりとは限らない。

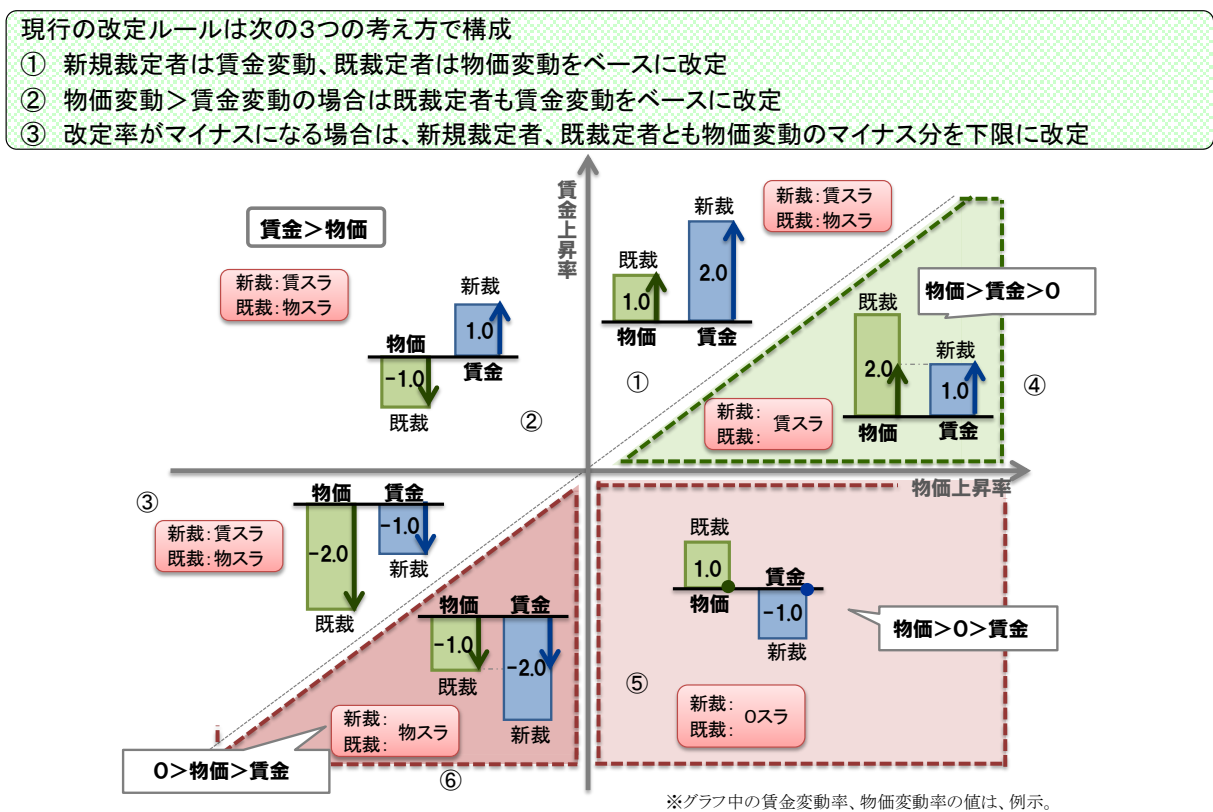
⁶ 用語解説「財政の現況及び見通し」の項を参照。

⁷ 実際の改定率の算定にあたっては、税・社会保険料控除前の賃金（ここではグロス賃金という。）の変化率とグロス賃金に占める可処分所得の割合（ここでは可処分所得割合という。）の変化率により求めることとされている。グロス賃金は、被用者年金制度の標準報酬を用いることとされ、可処分所得割合は、固定された厚生年金の保険料率の引上げ階段を基に設定されることとされた。

⁸ 新規裁定年金が賃金を基準に改定されることにより、年金給付総額も長期的には賃金の変動に連動することとなる。

1-2-23 平成16年改正では、図表1-2-5に示すとおり、物価上昇率が賃金（可処分所得。以下、この節において同じ。）上昇率を上回るような特別な経済状況における年金の改定方法の特例も定められた。この特例により、平成16年以降に賃金上昇率及び物価上昇率がどちらもマイナスかつ賃金上昇率が物価上昇率よりも低下した際（図表1-2-5の⑥のケース）、年金の水準は物価で改定されたため、基礎年金額が賃金ほど低下せず、賃金に対する相対的な年金水準（所得代替率）が上昇した。

図表1-2-5 賃金の伸びと物価の伸びが逆転した場合の年金改定



- (1) 賃金の伸びが物価の伸びより大きい場合、通常の改定（①、②、③）
 （ → 新規裁定＝賃金による改定、既裁定＝物価による改定）
- (2) 賃金・物価ともにプラスの伸びで、賃金の伸び<物価の伸び、の場合（④）
 → 既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率（＝現役世代の賃金上昇率）より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなるため、既裁定者の改定率を、新規裁定者の改定率に合わせている。
- (3) 賃金のみがマイナスの場合（⑤）
 → 既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなる。一方、名目額を割り込んでまで、既裁定者の年金額を新規裁定者に合わせることを影響を考慮し、ともにスライドなしとしている。
- (4) 賃金・物価ともにマイナスで賃金下落が大きい場合（⑥）
 → 既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなる。一方、実質価値を割り込んでまで、既裁定者の年金額を新規裁定者に合わせることを影響を考慮し、ともに物価でスライドさせている。

(2) 給付水準調整期間中の年金のスライド（マクロ経済スライド）の仕組み

1-2-24 平成16年改正では、マクロ経済スライドによる給付水準調整の仕組みが導入されたが、このマクロ経済スライドが行われるのは年金財政の均衡を図るための給付水準調整期間中のみで、給付水準調整後は本来の改定方法に戻ることとなっている。

1-2-25 マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、給付水準調整期間中、年金の改定率を抑制することにより行う。この給付水準調整は、現役世代の減少と高齢者の年金受給期間の増加の2つの観点から行われ、次の(A)、(B)の率によりスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の改定率を抑制する（図表1-2-6参照）。

(A) 被保険者数の減少 … 現役世代（支え手）の減少

(B) 平均余命の伸び … 高齢者の年金受給期間の増加

スライド調整率 = 公的年金の全被保険者数の減少率の実績（3年平均）
+ 平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）

1-2-26 給付水準調整期間中の具体的な年金の改定率は、年金を受け取り始める65歳時点の新規裁定年金については、本来の賃金による改定率からスライド調整率を減じたものになり、既裁定年金については本来の物価による改定率からスライド調整率を減じたものとなる⁹。

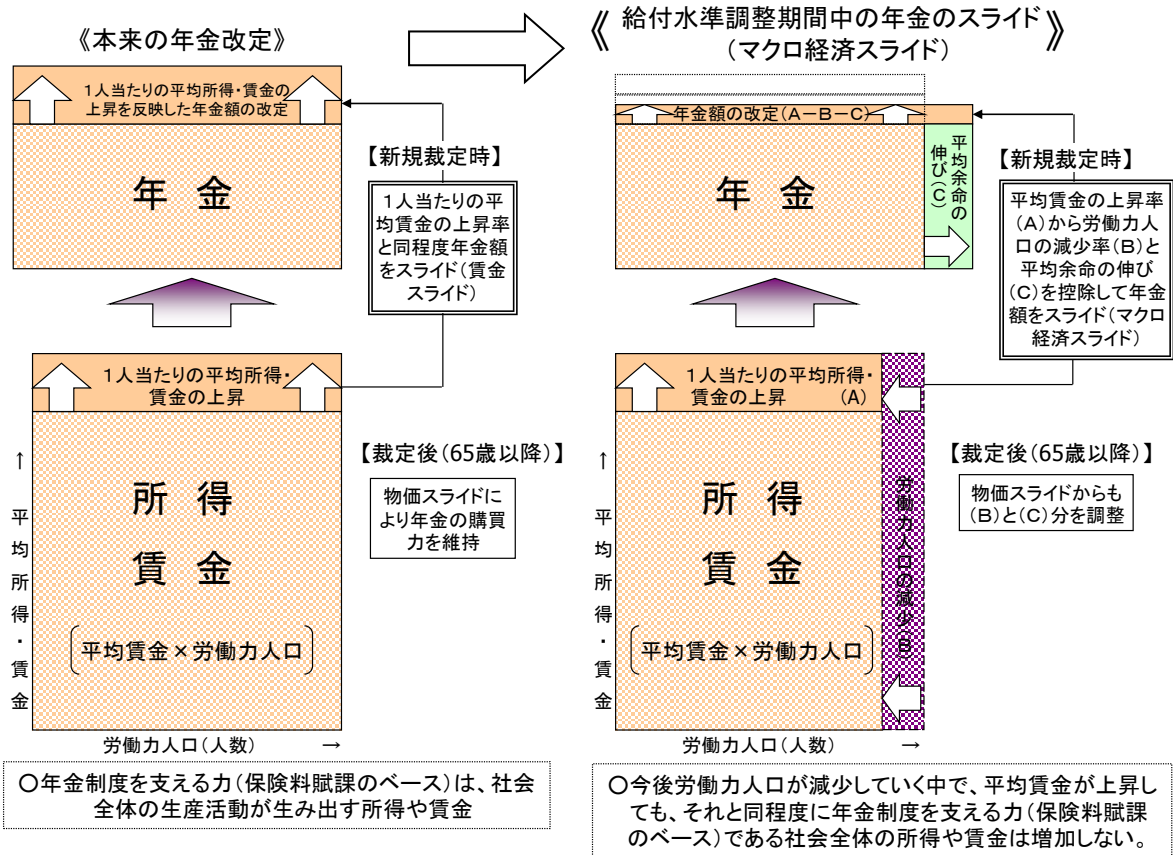
新規裁定年金の改定率 = 賃金上昇率 - スライド調整率

既裁定年金の改定率 = 物価上昇率 - スライド調整率

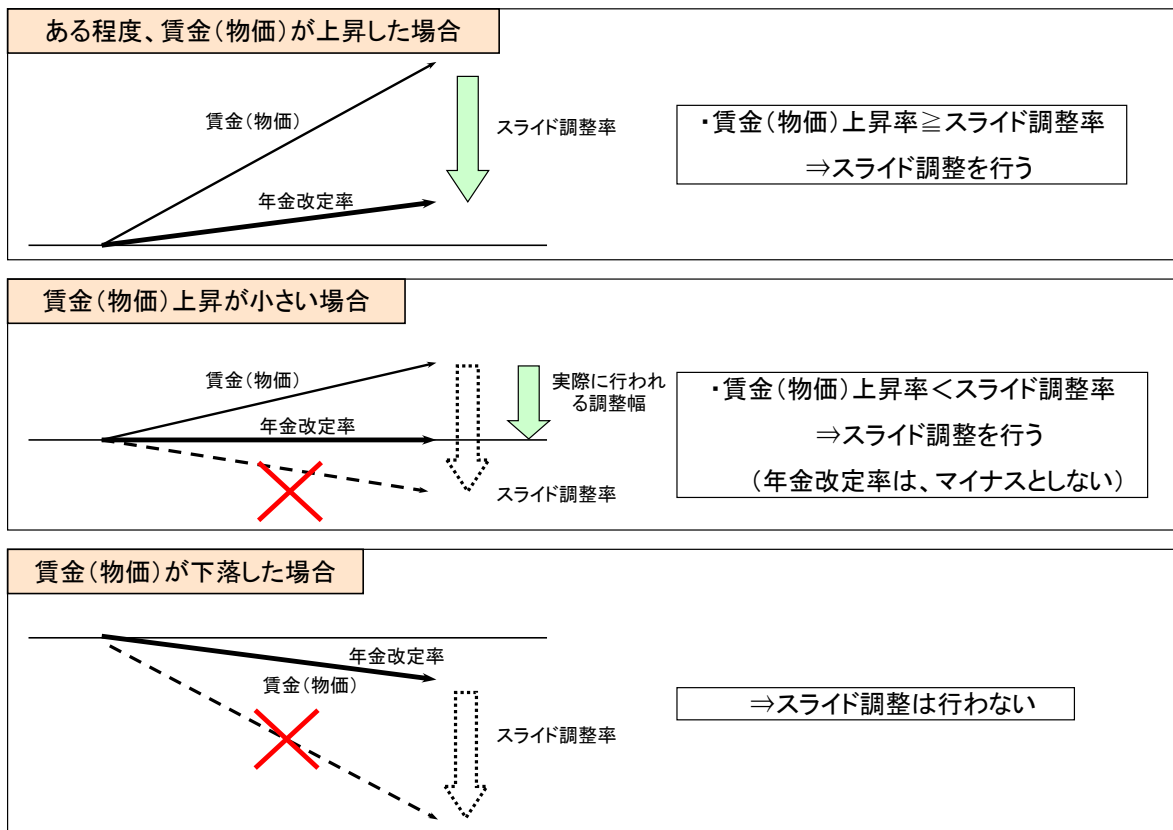
1-2-27 また、マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、賃金や物価が上昇し、それに応じて年金額が増額改定されるときに、その改定率を抑制することにより行うこととされた。したがって、賃金水準や物価水準が低下した場合には、賃金や物価に応じた年金の減額改定は行うが、マクロ経済スライドによる給付水準調整は行わないこととされている。また、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ざると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げることはしないこととされている（図表1-2-7参照）。

⁹ 全被保険者数が増大することによりスライド調整率がマイナスとなる場合は、スライド調整率を0%とする。

図表 1-2-6 給付水準調整期間中の年金のスライド（マクロ経済スライド）の仕組み



図表 1-2-7 賃金、物価が低下する場合の給付水準調整



(3) 過去の物価スライド特例への対応

1-2-28 平成16年改正前においても、消費者物価指数が低下した場合は、それに応じて翌年度の年金額を引き下げることが原則であったが、平成12(2000)、13(2001)、14(2002)年度の3年間は、前年の消費者物価指数が低下したにも関わらず、年金額を引き下げずに据え置く特例措置が設けられた。この結果、平成16年改正時点での年金水準は、特例措置が行われた3年間の物価水準の低下分に相当する1.7%だけ本来よりも高い水準に据え置かれたままとなっていた(図表1-2-8及び図表1-2-9参照)。

1-2-29 平成16年改正においては、この分について、賃金や物価が上昇した場合に、年金水準を据え置くことにより、解消することとした。また、物価スライド特例の解消は、マクロ経済スライドの適用に先行して行うこととされた。すなわち、物価スライド特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドは発動されないこととされていた。

1-2-30 このように、賃金や物価が上昇した場合に特例水準を解消する仕組みであったため、賃金や物価がむしろ低下する経済環境下では特例水準の解消が進まず、マクロ経済スライドは導入後10年たっても1度も発動されることはなかったが、平成24(2012)年の社会保障・税一体改革により、平成25(2013)年10月から特例水準を3年かけて段階的に解消することとされた。これにより、平成27(2015)年4月に物価スライド特例は解消され、はじめてマクロ経済スライドが発動された。

図表1-2-8 平成16年改正以降の改定率の推移(基礎年金)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
物価上昇率	▲0.3%	0.0%	▲0.3%	0.3%	0.0%	1.4%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.4%	2.7%
賃金上昇率 (可処分所得上昇率)				0.0%	▲0.4%	0.9%	▲2.6%	▲2.2%	▲1.6%	▲0.6%	0.3%	2.3%
スライド調整率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲0.9%
改定率 (本来水準)	▲0.3%	0.0%	▲0.3%	0.0%	0.0%	0.9%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.3%	1.4%
ケース				④	⑥	④	⑥	⑥	⑥	⑥	④	④
改定率 (特例水準)	▲0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	▲0.4%	▲0.3%	4月 0.0% 10月 ▲1.0%	▲0.7%	-

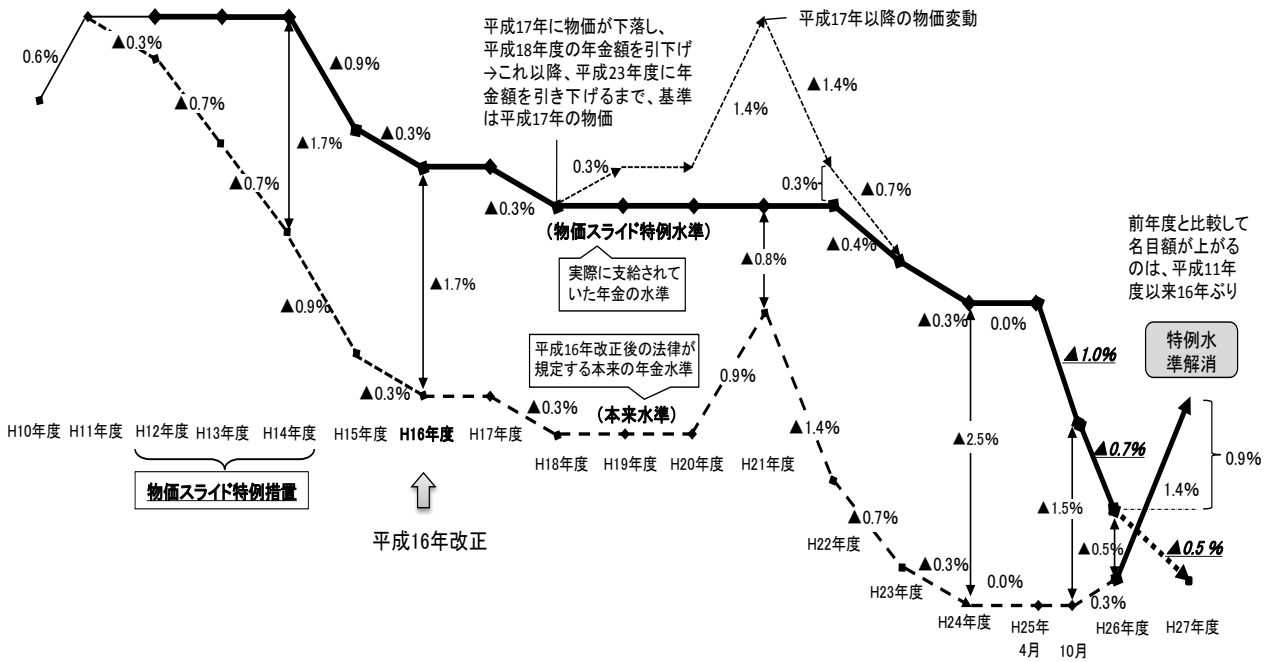
注1 基礎年金については、平成16年改正において、平成18年度までは前年の物価上昇率で改定することとされていた。

注2 「本来水準」とは、物価スライド特例を適用しなかった場合の年金水準を指す。

注3 「ケース」の欄では、図表1-2-5のうちどのケースに当てはまるかを示している。

図表 1-2-9 本来水準と特例水準の年金額改定の推移

- 平成26年度まで支給される年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に、本来よりも高い金額で支払われているところ。(特例水準)
 - 平成24年11月に成立した法律により、特例水準(2.5%)を平成25年度から平成27年度までの3年間で計画的に解消を図っている。(解消のスケジュールは、H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%)
- (参考)
- 特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。
 - 一方、法律上本来想定している年金額(本来水準)は、物価や賃金の上昇や下落に応じて(※)増額や減額されるというルール。(※例えば、賃金の伸びが物価の伸びを下回った場合は、物価ではなく賃金で改定される。)



第3節 被用者年金制度の一元化

1-3-1 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)(以下、「被用者年金一元化法」という)が平成24(2012)年8月10日に成立、同月22日に公布され、平成27(2015)年10月に施行された。これにより、被用者年金制度が一元化されることになった。本節では、被用者年金制度の一元化に向けてのこれまでの経緯や被用者年金一元化の内容について概括する。

1 これまでの経緯

1-3-2 我が国の公的年金制度は、それぞれ経緯を持って発足、発展してきた。その間、昭和36(1961)年には国民年金制度が発足し、国民皆年金が実現する一方で、制度間における支給要件や給付水準、国庫負担等の制度的な差異、産業構造や就業構造の変化に起因する財政的な差異が、それぞれ加入者間の公平性や制度自体の安定性に次第に問題を生じさせるようになり、その対応策が求められていた。

1-3-3 昭和59(1984)年2月、公的年金制度全体の長期的安定とその整合性ある発展を図るため、

- ① 国民年金を共通の基礎年金を支給する制度とし、厚生年金と共済年金は上乘せの報酬比例年金の給付を行う制度とすること、
- ② 給付と負担の両面において制度間調整を進め、年金現業業務の一元化等の整備を推進し、昭和70(1995)年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させることを内容とする「公的年金制度の改革について」が閣議決定された。①については、昭和60(1985)年に国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)が成立し、昭和61(1986)年4月から基礎年金制度が実施され、1階部分が全国民共通の給付体系になるとともに、国庫負担は基礎年金部分に集約された。②については、平成元(1989)年に被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成元年法律第87号)が成立し、平成2(1990)年度から8(1996)年度までの間、厚生年金の給付に相当する部分(以下、「共通部分」という)に対し、被用者年金制度間の費用負担調整が行われた。

1-3-4 平成6(1994)年2月、公的年金制度に関する関係閣僚会議の申合せに基づき、政府内に公的年金制度の一元化に関する懇談会(以下、「一元化懇」という)が設置され、平成7(1995)年7月、一元化についての基本的考え方がとりまとめられた。平成8(1996)年3月、その基本的考え方を踏まえ、

- ① 被用者年金制度の再編成については、財政単位の拡大、共通部分の費用負担の平準化を図ることを基本としつつ、
- ② 既に民営化・株式会社化している旧三共済を厚生年金に統合すること、
- ③ 制度の安定性、公平性の確保に関し、社会保障制度審議会年金数理部会が財政再計算時ごとに検証を行うものとする

等¹⁰を内容とした「公的年金制度の再編成の推進について」が閣議決定された。同年6月に厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)が成立し、平成9(1997)年度から旧三共済は厚生年金に統合された。

1-3-5 その後、被用者年金各制度において財政再計算が行われ、また、旧農林年金が厚生年金への統合を希望していたこと等から、閣議決定に基づいた取組みを推進すべく、平成12(2000)年5月に一元化懇が再開されることとなり、平成13(2001)年2月に「公的年金制度の一元化の更なる推進についての取組みの方向」がとりまとめられた。

1-3-6 平成13(2001)年3月、一元化懇がとりまとめた方向性を踏まえ、

- ① 公的年金の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面は、旧農林年金の厚生年金への統合、国共済と地共済の財政単位の一元化、私学共済における保険料引上げ前倒し等の検討を進めること、
- ② 厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、21世紀初頭の間結論が得られるよう検討を急ぐこと、
- ③ 社会保障審議会に年金数理に関する部会を設け、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関する検証、毎年度の報告、一元化の具体的措置が講じられる際の費用負担の在り方等についての検討、検証を要請すること

等を内容とした「公的年金制度の一元化の推進について」が閣議決定された。

¹⁰ このほか、国共済及び地共済については、公務員制度としての在り方を踏まえつつ、両制度において財政安定化のための措置を検討すること、旧農林年金及び私学共済については、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検討を行うこと、また、年金現業業務に関しては、基礎年金番号による統一的な処理を推進することが閣議決定されている。

- 1-3-7 これを受け、平成 13(2001)年 6 月に「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」(平成 13 年法律第 101 号)が成立し、平成 14(2002)年度に旧農林年金は厚生年金に統合された。また、平成 16(2004)年 6 月に国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 130 号)が成立、同年 10 月に施行されたことにより、国共済と地共済の保険料率を平成 21(2009)年に向け段階的に一本化するとともに、両制度間で財政調整を実施することとなり、財政単位の一元化が図られることとなった。私学共済では、平成 17(2005)年 4 月より、掛金率を従前よりも前倒しして他の被用者年金制度と同じ引上げ幅で引き上げていくこととされた。
- 1-3-8 同時に、平成 16(2004)年改正では、国民年金法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 104 号)附則第 3 条第 2 項に「公的年金制度についての見直しを行うにあたっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする」旨の規定が設けられた。
- 1-3-9 それ以後、政府・与党で協議・検討が行われ、平成 18(2006)年 4 月の閣議決定「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」、同年 12 月の政府・与党合意「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」に基づき、今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保する「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が平成 19(2007)年 4 月に国会に提出されたが、審議入りすることなく、平成 21(2009)年 7 月の衆議院解散に伴い廃案となった。
- 1-3-10 平成 22(2010)年 10 月以降、社会保障の充実・安定化とそのための安定財源の確保と財政の健全化を目指し、社会保障と税の一体改革が進められてきたが、平成 24(2012)年 2 月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱について」において、被用者年金一元化について、平成 19(2007)年に提出された法案をベースに具体的内容を検討し、関係省庁間で調整の上、平成 24 年通常国会に提出することとされ、平成 24(2012)年 4 月、平成 19(2007)年に提出された法案と基本的に同じ内容の「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」(被用者年金一元化法案)が国会に提出され、同年 8 月に成立、平成 27(2015)年 10 月に施行されることとなった。
- 1-3-11 なお、年金数理部会は、このような被用者年金制度の一元化の流れの中で、そのときどきの要請に応じ、制度の安定性や公平性に関する検証や評価を行う等、一定の役割を果たしてきた。

2 被用者年金一元化の概要

(1) 共済年金の厚生年金への一元化

1-3-12 公務員及び私立学校教職員についても厚生年金に加入し、2階部分の年金は厚生年金に統一することとされた。

(2) 制度的差異の解消

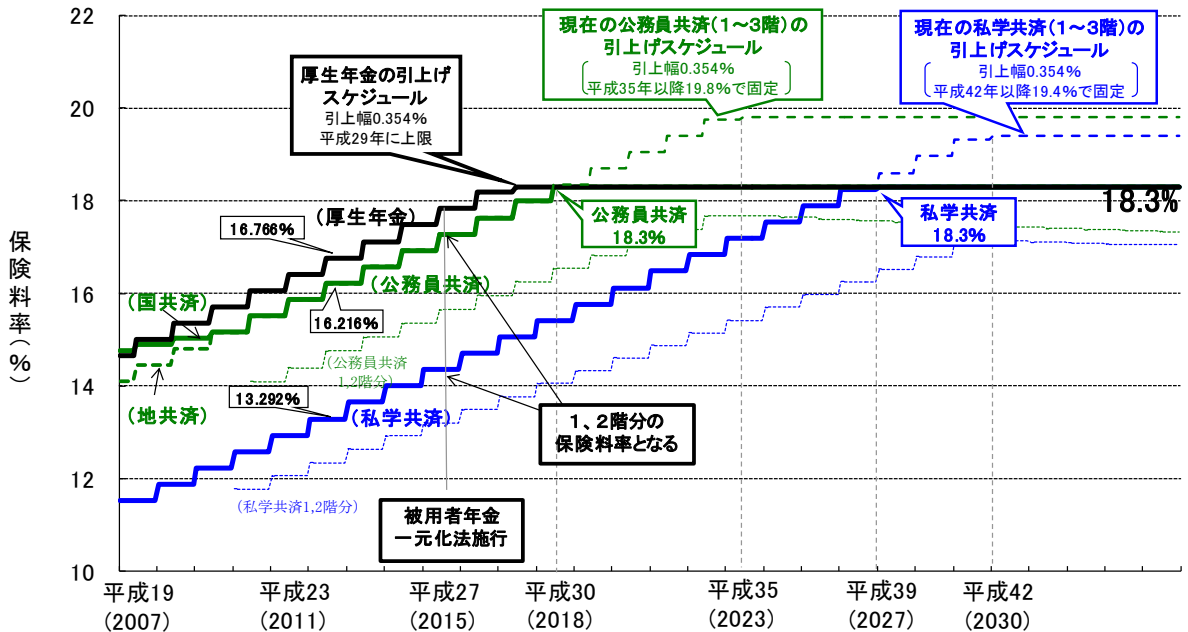
1-3-13 厚生年金と共済年金の制度的差異 (①被保険者の年齢制限、②未支給年金の給付範囲、③老齢給付の在職支給停止、④障害給付の支給要件、⑤遺族年金の転給等) については、基本的に厚生年金に揃えて解消することとされた。

(3) 保険料率の統一

1-3-14 共済年金の保険料率の引上げスケジュール (毎年 0.354%引上げ) を法律に規定するとともに、国共済及び地共済は平成 30 年に、私学共済は平成 39 年に 18.3% (厚生年金の保険料率の上限) で統一することとされた¹¹ (図表 1-3-1 参照)。

図表 1-3-1 保険料率統一のスケジュール

厚生年金及び共済年金の保険料については、現在も毎年0.354%ずつ引き上げているが、この引上げスケジュールを法律に位置づけ、公務員は平成30年、私学教職員は平成39年に、18.3%で統一する。



注1 各共済の引上げスケジュール及び最終保険料率は平成 21 年財政再計算結果による。

注2 国共済と地共済の保険料率は平成 21 年に統一されている。

¹¹ これにさらに 3 階部分の保険料負担が付加される。

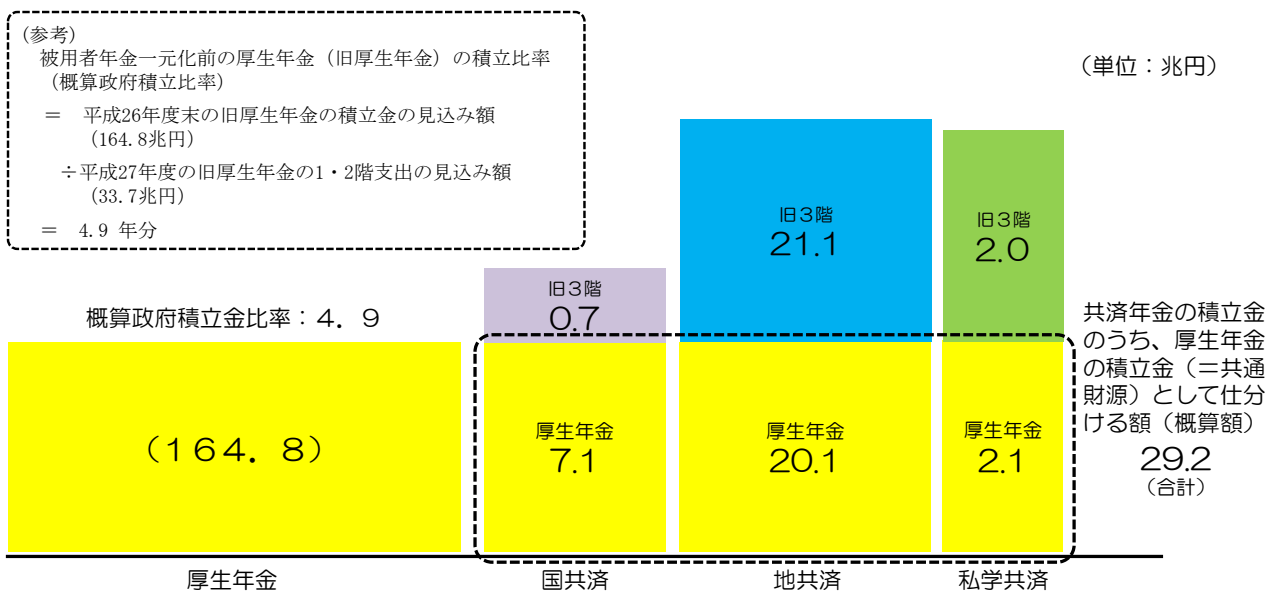
(4) 事務組織の活用や情報開示等

1-3-15 被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下、「共済組合等」という）を活用する一方、厚生年金制度全体の給付と負担の状況の開示や財政検証については、一元化された厚生年金全体で行うこととされた。

(5) 積立金の仕分け

1-3-16 共済年金の積立金のうち厚生年金の積立金の水準に見合った額については、被用者年金一元化後の厚生年金の積立金（共通財源）として仕分けることとした。具体的には、一元化前の厚生年金における積立比率（平成27(2015)年度に保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対する平成26(2014)年度末の積立金の割合）に相当する額とされた（図表1-3-2参照）。

図表 1-3-2 被用者年金一元化法の施行に伴う積立金の概算仕分けの概要
（平成27年10月1日実施）



注1 厚生年金の積立金は平成27年3月末時点、他は平成27年10月1日時点である。

注2 法律では「平成26年度末の積立金と平成27年度の支出に基づき仕分ける」としており、上記は概算仕分けのため見込み値である。実際には、実績を踏まえて積立金の仕分けを行い、概算仕分け額との差額を精算することになる。

注3 各実施機関の積立金の概算仕分け額は、各実施機関の平成27年度の1・2階部分の年間の支出見込額（国共済：1.5兆円、地共済：4.1兆円、私学共済：0.4兆円）に4.9を乗じて算出する。

注4 共済に残る積立金は旧3階部分の処理に充てる。（私学共済については、さらに増加保険料の軽減に充てることも可。）

(6) 積立金の運用

1-3-17 積立金の運用にあたっては、厚生労働大臣や各共済組合等が連携して行うとともに、基本的な指針の作成や運用状況の公表・評価についても、厚生労働大臣が案を作成し、各所管大臣と協議の上、共同して行うこととされた。なお、平成26(2014)年7月3日に「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号)が公表された。

1-3-18 この基本的な指針に適合するよう、各管理運用主体¹²が共同してポートフォリオを定めるにあたって参酌すべき「積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)」を作成し、平成27(2015)年3月20日に公表されている(図表1-3-3参照)。

図表1-3-3 積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
モデルポートフォリオ	35%	25%	15%	25%
中心値範囲	±10%	±9%	±4%	±8%

(備考)

- 1 この表の数値は、短期資産を含む管理積立金(法第79条の6第1項に規定する管理積立金をいう。以下同じ。)全体に対する各資産の割合である。
- 2 この表において「中心値範囲」とは、管理運用主体(法第79条の4第2項第3号に規定する管理運用主体をいう。)が管理積立金の運用において厚生年金保険事業の共通財源としての一体性を確保する観点から定められた、基本ポートフォリオにおける各資産の中心値が含まれるべき範囲をいう。
- 3 この表に掲げる資産(以下「伝統的4資産」という。)以外の資産は、リスク・リターン特性に応じて、伝統的4資産のいずれかに区分して管理するものとする。ただし、短期資産は、伝統的4資産とは別に区分して管理することができる。
- 4 基本ポートフォリオにおいて短期資産の割合を定めるときは、この表の数値は、それぞれの数値に、1から短期資産の割合を控除した割合を乗じ、小数第一位を四捨五入した数値に読み替えることができるものとする。

¹² 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団

1-3-20 各管理運用主体は、基本指針に適合するように、かつ、モデルポートフォリオに即して、基本ポートフォリオを含む管理運用方針を作成している(図表 1-3-4 参照)。

図表 1-3-4 各管理運用主体の基本ポートフォリオ¹³

年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	35%	25%	15%	25%
乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%

(注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産(インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他運用委員会の議を経て決定するもの)は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。
また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができるものとしています。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。

※ 基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとされている。

国家公務員共済組合連合会

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産配分	35%	25%	15%	25%
乖離幅	±30%	±10%	±10%	±10%

(注) ・ 財政融資資金に対する預託金及び共済独自資産については、国内債券に含める。
・ 短期資産については、各資産の乖離許容幅の中で管理する。
・ 基本ポートフォリオの見直しに伴い資産の大幅な移動が必要であることから、当面、乖離許容幅を超過することがある。なお、本乖離許容幅については、必要に応じ、縮小に向けて見直しを行う。

地方公務員共済組合連合会

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	35%	25%	15%	25%
許容乖離幅	±15%	±14%	±6%	±12%

(注) この表の数値は、短期資産を含む管理積立金全体に対する各資産の割合である。
オルタナティブ資産(インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産等の非伝統的資産)は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。

※ 基本ポートフォリオへ移行するまでの間、許容乖離幅を超過することについては許容するものとされている。

日本私立学校振興・共済事業団

資産区分	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産配分割合	35%	25%	15%	25%
許容乖離幅	±10%	±9%	±4%	±8%

(備考)

- 1 国内債券には、貸付金を含む。
- 2 短期資産については、各資産の許容乖離幅の中で管理する。
- 3 移行期においては許容乖離幅からの超過を許容するものとする。
- 4 オルタナティブ資産は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。

¹³ 各管理運用主体が公表している管理運用方針から抜粋して作成。

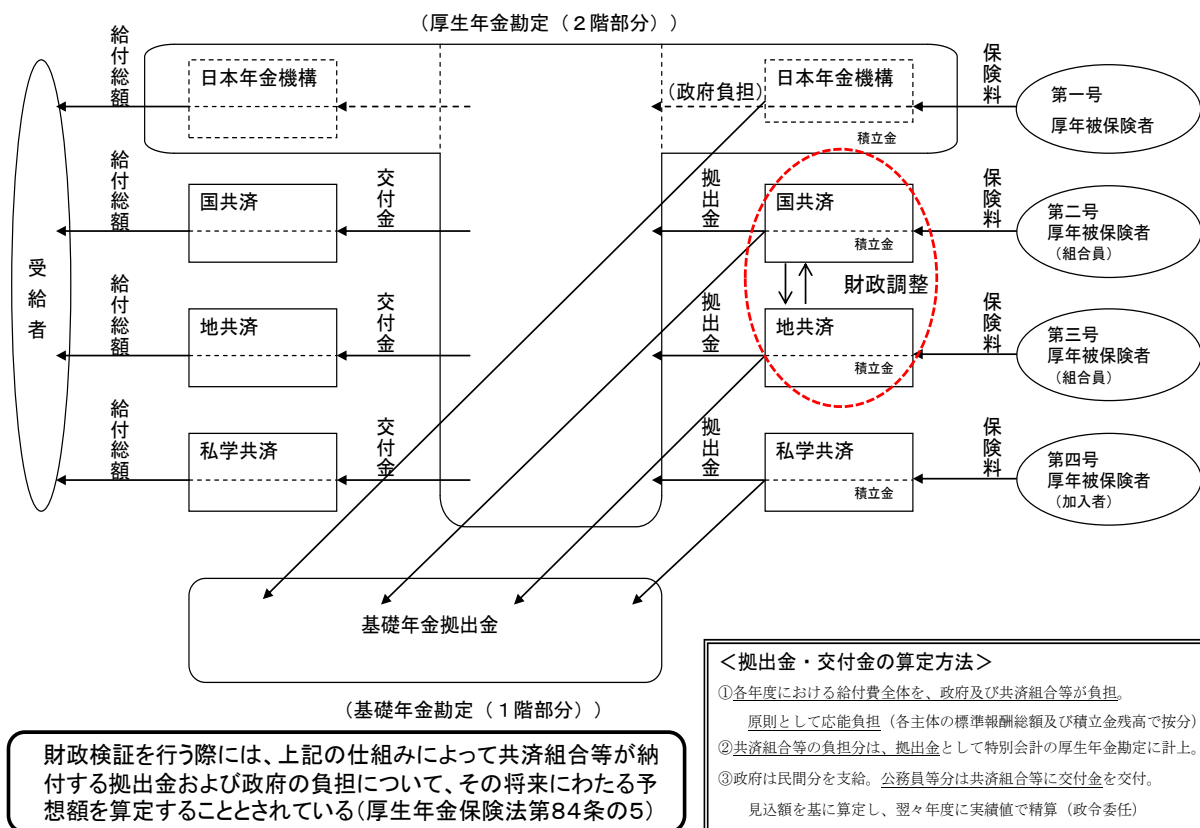
(7) 共済組合等からの拠出金・共済組合等への交付金

1-3-18 共済組合等は、毎年度、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階部分の積立金等に応じて厚生年金勘定に拠出金を納付し、厚生年金の保険給付に要する費用等を分担する。共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等については、厚生年金勘定から交付金の交付を受ける（図表1-3-5及び図表1-3-6参照）。

$$\begin{aligned} \text{共済組合等からの拠出金} &= \text{拠出金算定対象額}^{14} \quad (\text{激変緩和措置}^{15}) \\ &\times \left\{ (\text{標準報酬按分率}^{16} + \text{積立金按分率}^{17}) \times 50\% \right. \\ &\quad \left. + \text{支出費按分率}^{18} \right\} \\ &- \text{基礎年金拠出金 (国庫・公経済負担を除く)} \end{aligned}$$

$$\text{共済組合等への交付金} = \text{厚生年金給付費}$$

図表1-3-5 被用者年金一元化後の財源構造のイメージ



¹⁴ 厚生年金保険給付等の総額に基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除く）の合計額を加えた額。なお、被用者年金と国民年金の間の基礎年金拠出金の分担方法は、これまでと変わらない。

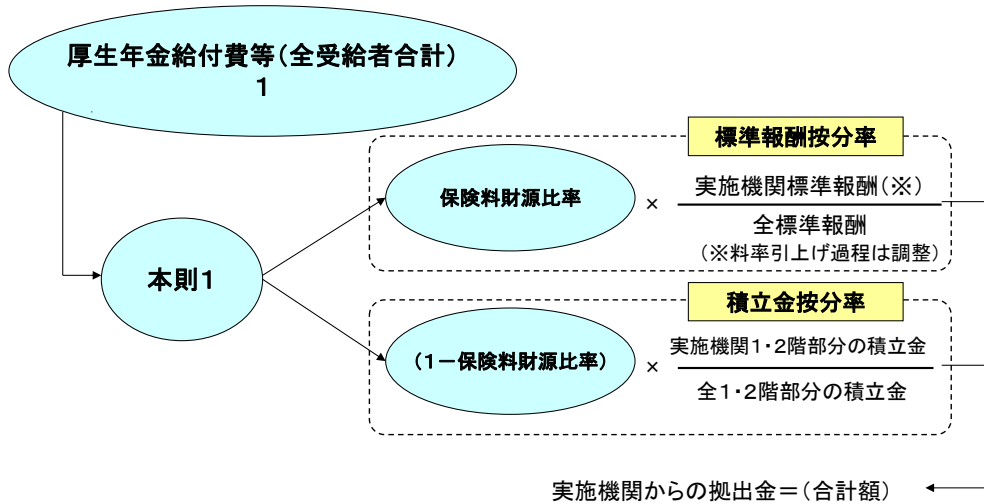
¹⁵ 共済組合等の拠出金については、激変緩和措置として、当分の間、全体の50/100を支出費に応じて負担することとしている。

¹⁶ 厚生年金全体の標準報酬総額に対する各共済組合等の標準報酬総額の割合に保険料財源比率（財政均衡期間における拠出金算定対象額の予想額に占める保険料財源分の割合）を乗じて得た率。

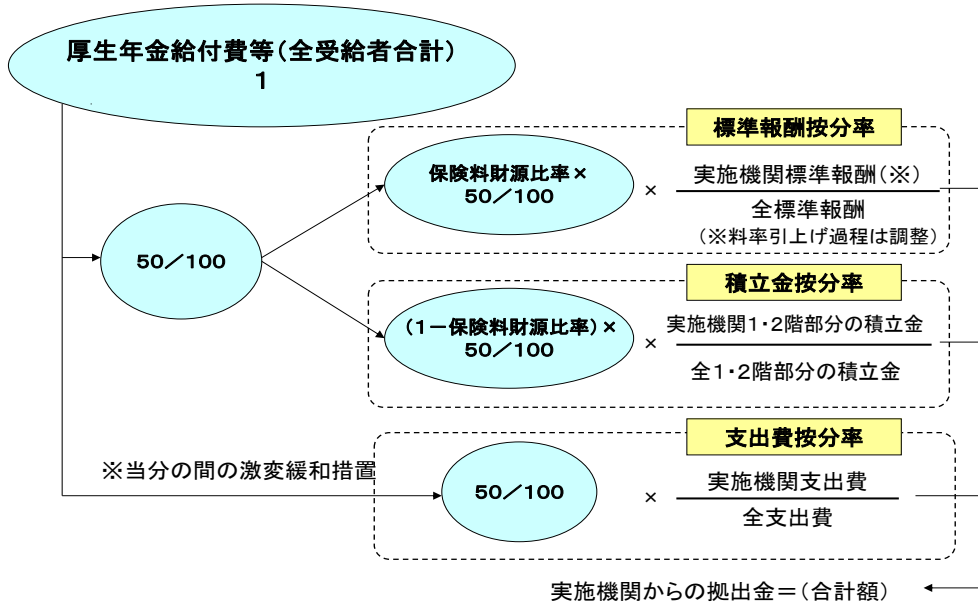
¹⁷ 厚生年金全体の1階部分及び2階部分の積立金額に対する各共済組合等の1階部分及び2階部分の積立金額の割合に（1－保険料財源比率）を乗じて得た率。

¹⁸ 全体の支出（拠出金算定対象額）に対する各共済組合等の支出費の割合に50/100を乗じて得た率。

図表 1-3-6 被用者年金一元化後の拠出金計算のイメージ



全実施期間が同じ保険料率に統合されるまでの間（平成27～38年度までの間）



(8) 公的年金としての職域部分の廃止

1-3-19 共済年金の職域部分（3階部分）については、公的年金としては廃止された¹⁹。

(9) 恩給期間に係る給付の削減及び追加費用の削減²⁰

1-3-20 共済年金創設前の追加費用²¹財源の恩給期間に係る給付については、一定の配慮措置²²を設けた上で一律 27%減額することとされた。

¹⁹ 平成 24(2012)年 11 月の国家公務員共済組合法等の一部改正により、職域部分廃止後の官民均衡は、退職等年金給付（年金払いの退職給付）を設けることで確保することとなった。

²⁰ 被用者年金一元化法では、公布の日から 1 年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとされており、平成 25(2013)年 8 月に施行された。

²¹ 用語解説「追加費用」の項を参照。

²² 減額率の上限は共済年金全体の 10%とし、年間 230 万円以下の給付（共済年金全体）は減額しない。

《参考》被用者年金一元化に伴う積立金概算仕分け結果

被用者年金一元化に伴う積立金概算仕分け結果（国共済）

（単位：億円）

	厚生年金経理			旧3階経理			合計		
	簿価	評価損益	時価	簿価	評価損益	時価	簿価	評価損益	時価
国内債券	41,482	4,398	45,880	3,471	135	3,606	44,952	4,534	49,486
預託金	33,872	3,618	37,490	3,471	135	3,606	37,342	3,754	41,096
債券	7,610	780	8,390	-	-	-	7,610	780	8,390
自家運用	7,610	780	8,390	-	-	-	7,610	780	8,390
委託運用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国内株式	8,799	1,570	10,368	-	-	-	8,799	1,570	10,368
外国債券	2,405	122	2,527	-	-	-	2,405	122	2,527
外国株式	8,150	2,007	10,157	-	-	-	8,150	2,007	10,157
短期資産	2,183	0	2,183	773	0	773	2,956	0	2,956
不動産	-	-	-	1,491	0	1,491	1,491	0	1,491
貸付金	-	-	-	1,141	0	1,141	1,141	0	1,141
合計	63,019	8,097	71,116	6,876	135	7,011	69,894	8,233	78,127

注：計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計とは合致しないものがある。

被用者年金一元化に伴う積立金概算仕分け結果（地共済）

（単位：億円）

	厚生年金経理			旧3階経理			合計		
	簿価	評価損益	時価	簿価	評価損益	時価	簿価	評価損益	時価
国内債券	100,361	4,209	104,570	99,969	5,570	105,540	200,330	9,780	210,110
預託金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券	100,361	4,209	104,570	99,969	5,570	105,540	200,330	9,780	210,110
自家運用	38,040	1,364	39,404	65,263	3,995	69,258	103,303	5,359	108,663
委託運用	62,321	2,845	65,166	34,706	1,575	36,281	97,027	4,420	101,447
国内株式	29,166	5,169	34,335	30,498	5,760	36,257	59,664	10,928	70,592
外国債券	19,581	1,362	20,943	21,361	1,737	23,097	40,941	3,099	44,041
外国株式	19,424	6,606	26,031	20,541	7,277	27,818	39,966	13,883	53,849
短期資産	14,287	0	14,287	8,123	0	8,123	22,410	0	22,410
不動産	-	-	-	3,912	6	3,918	3,912	6	3,918
貸付金	-	-	-	2,023	15	2,038	2,023	15	2,038
団体生存保険	378	1	379	4,434	16	4,450	4,812	17	4,829
合計	183,197	17,348	200,545	190,861	20,380	211,241	374,058	37,728	411,786

注：計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計とは合致しないものがある。

【次頁に続く】

被用者年金一元化に伴う積立金概算仕分け結果（私学共済）

（単位：億円）

	厚生年金経理			旧3階経理			合計		
	簿価	評価損益	時価	簿価	評価損益	時価	簿価	評価損益	時価
国内債券	5,643	349	5,992	11,118	730	11,848	16,762	1,078	17,840
預託金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券	5,643	349	5,992	11,118	730	11,848	16,762	1,078	17,840
自家運用	5,643	349	5,992	11,118	730	11,848	16,762	1,078	17,840
委託運用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国内株式	3,403	514	3,917	2,029	622	2,651	5,432	1,136	6,568
外国債券	2,712	294	3,006	1,544	406	1,950	4,256	700	4,956
外国株式	2,807	928	3,735	1,946	703	2,649	4,753	1,631	6,384
短期資産	2,708	0	2,708	295	0	295	3,003	0	3,003
不動産	-	-	-	398	0	398	398	0	398
貸付金	1,361	0	1,361	348	0	348	1,709	0	1,709
合計	18,634	2,085	20,719	17,680	2,460	20,140	36,314	4,544	40,858

注：計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計とは合致しないものがある。

注 被用者年金一元化に伴う積立金の概算仕分け結果において、各共済組合等により資産構成割合に違いがみられることについて、第69回（平成28年5月20日）及び第70回（平成28年5月30日）社会保障審議会年金数理部会において以下の説明があった。

- ・国共済については、国家公務員向けの福祉事業に起因して保有している不動産や貸付金については、旧3階経理へ仕分けるとともに、旧3階経理の積立金の規模が小さく、数年程度で枯渇してしまう状況であることから、預託金について償還期間が短いものを優先的に旧3階経理に仕分けることとした。
- ・地共済については、基本的に厚生年金経理と旧3階経理で同一になるように仕分けた。
- ・私学共済については、被用者年金の一元化により加入者・学校法人が負担する保険料率が急激に上がらないように、旧3階経理の積立金の一部から保険料に補填ができるような仕組みあり、それを考慮したものとするとともに、貸付金については、学校法人への貸付は厚生年金経理、福祉事業のために一時的に行っている貸付については旧3階経理に仕分けることとした。